

JBIC ガイドライン実施状況の確認調査報告に係るコメントと質問、 および、項番 6 の議論について

国際環境 NGO FoE Japan

2014年5月22日付で提出させていただきました「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン 実施状況の確認調査報告 コメントと質問」に関し、一部質問にご回答いただき、ありがとうございました。

残りの質問（下記参照）につきましては、「後日、回答予定」と承っておりますが、論点整理表の項番 6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」の議論にも関連するポイントになっております。項番 6 の議論にあたっては、当該質問へのご回答もいただいた上で、さらに議論をさせていただきたく存じます。

また、上述の同書面で指摘させていただいたコメント（下記参照）も、項番 6 に関連するものとなっております。項番 6 の議論の際には、ご考慮いただければと存じます。

以上、よろしくご査収いただけますようお願い致します。

<以下、5月22日付書面における項番 6 に関連するコメント>

●P.8「意思決定後に環境レビュー及びそれに関する情報開示を行うことも可能としていく必要がある」に対するコメント

- ・ こうした動きは、JBIC ガイドラインの改悪にもつながりかねないと大変憂慮します。貴行がどのように投融資の意思決定後の環境レビュー・情報公開をガイドライン上に盛り込もうとお考えか、事前に情報を共有していただいた上で、十分な議論をさせていただきたいと存じます。

<以下、5月22日付書面における項番 6 に関連する質問で未回答の点>

●p.18「投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない」という点に関する質問

- ・ 「現時点で大きな問題は生じていない」とありますが、ガイドラインに則ったものであったという理解でよろしいでしょうか。具体的にご教示ください。（移転計画の策定・実施・モニタリングや住民参加・情報公開を伴う移転計画の策定等々の状況）
- ・ 意思決定時点で住民移転・用地取得が完了していないケースでは、意思決定時の合意文書にどのような条件を盛り込み、ガイドラインの遵守の確保を図っているのか、具体的にご教示ください。

以上